

第 8 1 号議案

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 2 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

加東市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 1 8 年加東市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 医療業務手当

第 9 条を第 1 0 条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(医療業務手当)

第 5 条 医療業務手当は、医療業務に従事する職員に対して支給する。

2 医療業務手当の種類及び額については、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師研究手当 月額 1 6 0, 0 0 0 円を超えない範囲内で規則で定める額

(2) 医師特別診療手当 給料月額を超えない範囲内で規則で定める額

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 第 8 1 号議案 要旨

### 加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

加東市にある一部事務組合では、加東市の条例、規則その他の規定を準用しているが、一部事務組合において医療職給料表（1）を適用する職員を採用する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

医療業務手当を加えること。（第 2 条及び第 5 条関係）

#### 3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日



(手当の支給)

第8条 (略)

(委任)

第9条 (略)

(手当の支給)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)